

法人のまはり

No.22
広報 2022



公益社団法人 今治法人会

目 次

今治法人会のご案内	1
令和4年度後期事業のご案内	
研修会	2
年末調整説明会	4
インターネットセミナー	5
今治歴史散歩	6～7
税務署からのお知らせ	8～13
愛媛県からのお知らせ	14～15
今治市からのお知らせ	16～17

■表紙の写真

みなと交流センター「はーぱりー」

【写真提供】今治市 産業部 交流振興局 観光課

法人 いまぱり 広報第22号（秋号）

令和4年10月 発行

発行者 公益社団法人 今治法人会 広報委員会
今治市旭町2丁目3-20 今治商工会館 3F
TEL0898-31-8191 FAX0898-31-1593

印刷 第一印刷株式会社

〈法人会の理念〉

法人会は税のオピニオンリーダーとして
 企業の発展を支援し
 地域の振興に寄与し
 国と社会の繁栄に貢献する
 経営者の団体である

今治法人会は平成25年4月1日に新法による
 公益社団法人となり、本年度は10年目を迎えました。

私たちの活動は、今治税務署管内の法人会員、並びに会の目的と事業を賛助するために入会された法人の事務所・個人会員の方に支えられています。

又、全国には440の単位法人会があり、約75万社の法人企業が加入しています。それぞれの法人会が地域に欠かせない団体として様々な活動を行っております。

今治法人会では、会員の皆様の会費及び公益財団法人全国法人会総連合からの助成金等、会員の皆様のご支援金により運営を行っており、下記の公益認定事業等を実施しています。

令和4年3月末の会員数は1551社です。1社でも多く会員になっていただくことが最終、法人会の事業目的を達成することに繋がるとして、地域の未加入法人に対する会員勧奨を推進しております。

今治法人会の事業

1、公益目的事業

どなたでも参加できますが、参加費用が必要な場合があります。

今治法人会は公益法人認定法に掲げる23の事業の中から、下記の事業を行うことを申請し公益認定を受け実施しています。

- ① 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- ② 地域社会の健全な発展を目的とする事業

具体的には認定された次の事業を実施します。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業

2、共益事業

公益目的事業以外の会員限定の事業も実施しています。

事業によっては参加費が必要な場合があります。会員になると様々な特典があります。

- (1) 会員の交流に資するための事業
- (2) 会員の福利厚生等に資する事業

[法人会の会員]

正会員	今治税務署管内〈越智郡上島町及び今治市〉に所在する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者
賛助会員	本会の事業を賛助するために入会した法人の事業所または個人の方

税について理解を深め 仕事に生かしましょう!

令和4年度後期の予定です

(順次ホームページでお知らせします (<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>))

☆新型コロナウイルス感染症の感染予防及び拡散防止の対策を講じた上で開催いたします

〈決算期別研修会〉

決算期の留意事項や税法および通達などの改正についての研修会です。

経営や税務に関する最新の情報をお伝えし、有益な資料をお渡ししています。

講師は今治税務署法人課税部門担当官の方です。

本年度の開催日予定

令和4.6.1(水)	終了
8.3(水)	終了
11.2(水)	
令和5.1.26(木)	



〈受講料：無料〉

令和4年度
法人税・消費税等決算期別研修会日程のご案内

決算期の留意事項や税法及び通達などの改正について研修いたします。受講は無料ですので、是非ご出席ください。
※当日は経費や税務に関する、有益な資料をお渡しいたします。

公益社団法人今治法人会
〒794-0041 今治市堀町 2-3-20
今治商工会館3階

タラズアップ
任意の研修会にかかわらず、いずれかの開催日でも出席可能といたしておきます。
定員終了後、研修内容に関する質疑応答のお時間を設けております。
一部の方、個人事業主の方でも、受講できます。

■ 会 場 今治商工会館 3F 研修室
■ 講 師 今治税務署 担当官
■ 開催時間 各日程 13:30～14:30
○ 研修内容・・・会社の決算・申告の実務研修
チェックシート実用の説明
インボイス制度の説明

問合せ 公益社団法人 今治法人会
TEL 0898-31-8191

※ 駐車場は各自お手当てください。

期 間	日 時	対象決算期
令和4年 6. 1 (水)	13:30～14:30	4月・5月・6月
8. 3 (水)	13:30～14:30	7月・8月・9月
11. 2 (水)	13:30～14:30	10月・11月・12月
令和5年 1. 26 (木)	13:30～14:30	1月・2月・3月

【会場案内】
今治市 堀町 2-3-20 今治商工会館3階 303号室

研修会の日程は、公益社団法人今治法人会ホームページでもご覧いただけます。
日程の変更は必ずしも、ホームページにてお知らせはいたしません。
そのほか、最新の情報をご案内しておりますので、ご活用下さい。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/imabari/>

主催：公益社団法人今治法人会、今治税務署

〈電子帳簿保存法対策セミナー〉

電子で帳簿や書類を保存するにはどのようにしたらよいのか、電子データの保存とはどのようなものか、電子化のメリットにはどのようなものがあるかなどを解説します。

日時 11月4日(金) 13:30～15:30

講師 税理士 重松 広美 氏

〈受講料：無料〉

オンラインサービス「ZOOM」を利用したライブ配信のセミナーです。

〈経理担当者養成講座(初級)〉 経理(実務)担当者のための 1日でマスター日常会計

経理(実務)担当者の日常業務及び決算業務の処理に関して必要不可欠な知識をわかりやすく解説していただきます。日常業務について、あらためて正確な知識を学びたい総務・経理・管理部門の皆様にも受講いただきたい内容です。

令和5年10月1日から導入されます「インボイス制度」についても説明いたします。

日時 11月8日(火) 13:30～16:30

場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)

講師 税理士 木原 健二郎 氏

定員 30名(先着順)

〈受講料：無料〉



* やむを得ない事情により、日時・会場が変更になる場合があります。

* お問い合わせ 公益社団法人今治法人会 (TEL 0898-31-8191)

〈新設法人研修会〉

会社等を設立されて間もない経営者の皆様を対象に事業の開始に際しての法人税務上の留意点等について説明します。

日時 1月26日(木) 15:00～16:00

場所 今治商工会館3階研修室(今治市旭町2-3-20)

講師 今治税務署法人課税部門担当官

(受講料:無料)



〈青年部会・女性部会主催 税務研修会〉1月予定

今治税務署管内事業所の青年経営者・女性経営者および従業員を対象に、様々な税をテーマに取り上げ、税に関する理解と知識を深めるとともに、正しい税知識を身につけるための研修会です。

写真は令和2年度

今治税務署 西村税務署長をお招きして

『消費税「税別表示 近づく期限(総額表示義務)」等について』

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止



今治法人会では企業経営に役立つ資料・冊子を無料で配布しています。ぜひご利用下さい

8月 配布済

「わかりやすい!会社の決算・申告の実務」

決算調整と申告実務の手引き

「会社がもらえる助成金活用のポイント」

分野ごとに、こういった条件で受け取れるのか、
どのような手続きが必要なのかをわかりやすく解説



※今治法人会
事務局に若干在庫あります

これからの配布予定

10月

「源泉所得税 実務のポイント」

源泉徴収の仕組みや実務上よくある項目の解説

「令和4年分わかりやすい年末調整のポイント」

年末調整実務のポイントをわかりやすく解説

「最近の企業をとりまく法改正とリスク対策」

最近の法改正のうち押さえておくべきものを紹介

「知っていればあわてない 税務調査の勘どころ」

税務調査の事前準備や着手のしかたなど、経験を交えながら解説

1月

「会社役員のための
確定申告実務ポイント」

会社役員の確定申告や会社・役員間取引と税金についての解説

お知らせ

(今治市・越智郡租税教育推進協議会主催)

今治税務署管内 児童・生徒の「税に関する作品展」を開催します

日時 11月11日(金)～17日(木) 場所 イオンモール今治新都市1階
さざなみコートエスカレーター横

今治税務署が毎年開催しておりました年末調整説明会（開催地：弓削島せとうち交流館多目的ホール、大西公民館、伯方開発総合センター、今治中央公民館）は、令和3年分以降開催されないことになりました。

経営者・実務担当者の皆さん！

今治法人会が「年末調整説明会」

を開催いたします。

年末調整事務等の疑問・質問…まとめて解決のお手伝いをします。

～令和4年度 年末調整説明会のご案内～

日時 令和4年11月9日（水） 9：30～11：00
13：30～15：00
午前・午後2回開催（内容は同じです）

場所 今治商工会館3階研修室（今治市旭町2-3-20）

講師 今治税務署担当官

定員 各回40名（先着順）

無料



例年、説明会会場にてご紹介しておりました

「年末調整のしかた」

（（一財）大蔵財務協会）
販売いたします。

（販売価格 2,200円）

※マスク着用をお願いします。

※会場内では会話はお控えください。

※駐車場は各自で手配願います。

※同封の申込書にご記入の上 FAX（0898-31-1593）

または、メール（corpoima@dokidoki.ne.jp）でお申し込み下さい。

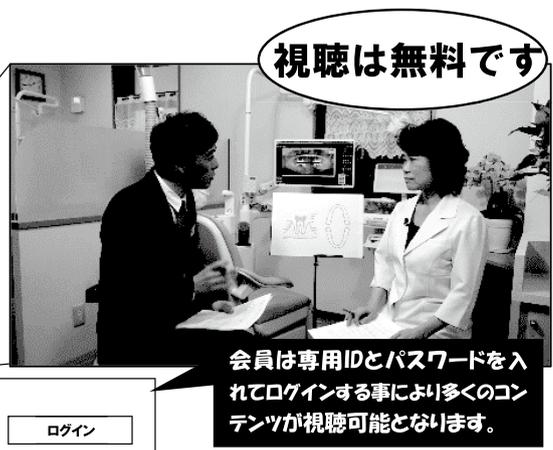
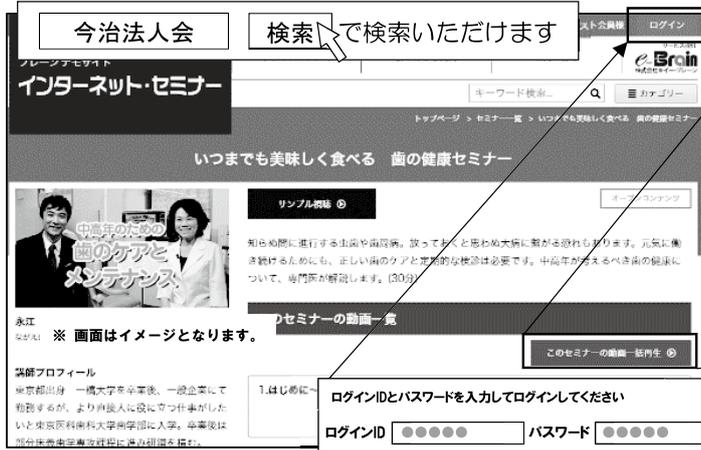
源泉徴収票等の帳票類は会場に用意しておりません。

お問い合わせは
公益社団法人今治法人会（TEL 0898-31-8191）

今治法人会よりインターネットセミナーのご案内

今治法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/imabari>



会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お勧め 新型コロナウイルスの現状と今後について

二木芳人氏に聞く！
コロナ第7波の収束と今後のシナリオを予測！
9月22日公開予定

昭和大学 医学部 内科学講座・臨床感染症学部門 客員教授 二木 芳人

お勧め インボイス制度の概要と電子帳簿保存法のポイント

公認会計士 コンサルタント
 川口 宏之

お勧め 小さく決めて自分の人生を手に入れる

終活ジャーナリスト
 ライフ・ターミナル・ネットワーク代表 金子 稚子

	セミナー名	講師	分数		セミナー名	講師	分数
研修・人材育成	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに(7)	森 透匡	5分	一般経営	NEW 茶道は最強のビジネスツール	竹田 理絵	40分
	良好な信頼関係を築く叱る側、叱られる側の心構え(後編)	外川 智恵	35分		世界のビジネスエリートが知っている教養としての茶道	竹田 理絵	33分
	新規開拓営業力強化セミナー	高田 稔	40分		刑事(デカ)すぎるスキルをビジネスに	森 透匡	41分
	中堅・若手社員の営業力強化セミナー 後編	和田 勉	55分		「鎌倉殿の13人」主人公北条義時に学ぶナンバー2学(前編)	福永 雅文	40分
	《願う力》57秒の元気術	松崎 俊道	4分		中小企業のSDGs経営入門	小野瀬 由一	49分
労務	NEW 刑事メンタルでピンチをチャンスに(7) 地取班とは?	大野 ゆかり	33分	税務・財務	初心者でもよくわかる! 簿記・経理入門セミナー	小野 恵	83分
法律	~事例から学ぶ~ 契約トラブルを防ぐ方法(6)	宮崎 大輔	16分		社長と会社にお金を残すためのバランスシート経営	海生 裕明	110分
健康	和食伝承師(R)から見た「食と健康」 NEW (2)「おもてなし料理」の話	上神田 梅雄	23分	政治経済	再生可能エネルギーと持続可能な地域社会を考える	深津 功二	20分
実務家	どこにも負けない!ものづくりへの挑戦	浜野 慶一	84分		カーボンニュートラルの動向とビジネスチャンス	進藤 勇治	42分

掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは今治法人会事務局まで **TEL:0898-31-8191**

今治歴史散歩

大成経凡

～今治港開港 100 周年に寄せて～

今治の埋もれた、魅力ある歴史文化を紹介するコーナーです。第32回は、大正11（1922）年に四国初の開港場となった頃の今治市を、今治花柳界の様子とともに歴史散歩したいと思います。

第32回 今治の芸妓と花街

●今治にあった花街

商工業の発展に呼応するかのよ
うに、かつて港町・今治にも多くの芸妓（芸者）がいて、三味線・唄・舞踊をお座敷で興じる花街（花柳界）の賑わいが見られました。その芸妓を統括するのが検番（見番・券番・券場）や置屋と呼ばれる組織で、芸妓をともなうお座敷遊びは、広い座敷を有する料理屋や旅館で楽しむことができました。

明治初期の花街は、今治港に臨む新地や金星川沿いの川岸端に所在しましたが、明治20（1887）年頃に米屋町へその多くは移転しています。明治43（1910）年正月の海南新聞・年賀広告には、米屋町の今治共栄舎芸妓券番に所属する70名の芸妓が記され、翌年の同正月広告には検番のもとで置屋業を営む9名の主人とそこに所属する芸妓名が記されています。置屋主人が検番の役職も兼ねていたようで、明治末期から大正初期にかけて、芸妓が得た線香代（花代）を着服する置屋主人が横領罪に処されるなど、紙上を賑わせております。

大正5（1916）年3月27日付の海南新聞には、「今治の町 花柳界」と題した特集記事が見られます。要約すると、当時の今治には64名の芸妓がいて、ほとんどが色香盛りの16・17歳～25歳の春蘭な女性とのこと。年増の老妓や振袖可愛い舞妓が極めて少なく、これを他地域と比べて「いかにも実利主義な土地柄、と皮肉っています。

●式典に花を添えた芸妓たち

大正4（1915）年11月、天皇即位を祝う今治町の御大典では、今治各町らの出し物による仮装行列が催されました。その模様は近本文泉堂が写真帳



はしけぶね 今治港で見られる船の利用（絵葉書より）



米屋町渡邊席の芸妓・笑子（大正4年11月発行、『富の今治』より）



今治共栄舎の余興
(大正5年1月、近本文泉堂『即位式御大典 奉祝余興写真帳 伊予今治』より)

に収録し、海南新聞にも詳細が記されています。その中で、今治共栄舎券場は組合内75名の芸妓が仕丁姿で屋台4台に乗り、五節舞・千代の寿など各種舞を演じ、行列の先頭を練り歩いて式典に花を添えています。この日の衣装は大阪市の業者に約1,000円で発注し、集合写真は絵葉書にもなりました。

同じ頃、今治町の繁栄を記した『富の今治』(長谷川義一編)には、各商店・会社が広告記事を載せる中で、米屋町の置屋・渡邊席は芸妓の笑子・かるた、竹内席は玉蝶のプロマイドを掲載しています。まさに芸妓は、今治の富の一面を映し出す鏡のような存在でした。

後の大正13(1924)年2月の国鉄今治駅開業では、誕生したばかりの市公会堂で、今治芸妓総出の祝賀踊りが催されています。

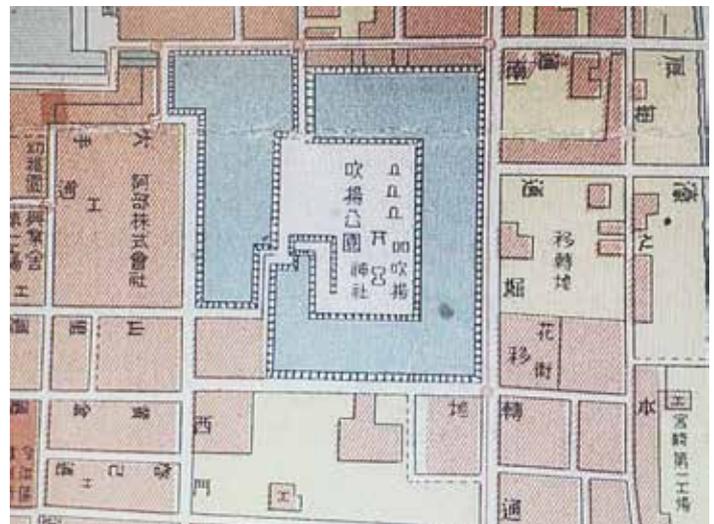
一方、大正9(1920)年に市制施行した今治市は、`四国のマンチェスター、や`伊予の大阪、とも称される四国有数の商工業都市でしたが、`四国のリバプール、と称されることはありませんでした。英国のリバプールは、当時の世界最大の港湾都市で、マンチェスターで生産された織物製品の積出港であったのです。そもそも市制施行の背景には、今治町と日吉村が合併し、財政基盤を向上させて築港整備を円滑に進めることにありました。花街の賑わいは、港町の繁栄と景気の動向に大きく左右されることになります。

●開港場指定と移転地の誕生

東の風に弱い今治港は、藩政時代から築港整備が課題でした。堆積した海砂の浚渫にも悩まされ、大がかりな防波堤構築や大型船寄港の棧橋設置などが求められました。この解決に一石を投じるのが大正11(1922)年2月の開港場指定でした。税関支所が設置され、貿易促進の道が開ける一方、強靱で利便性を増す港づくりが内務省直轄の国家事業で推進されることになったのです。

この築港整備は、昭和9(1934)年3月に完了しますが、今治市は片野淑人市長のもとでこれと連動した近代都市整備を推進しました。その際、風紀上の理由などで、米屋町を中心とする花街を吹揚公園の南側「南堀通り」へ移転する計画が持ち上がります。移転時期は大正12(1923)年秋頃のことで、新たに誕生した歓楽街を市民は`移転地、と称しました。

昭和13(1938)年発行の『今治繁昌記』(愛媛郷土研究会)によると、当時の今治市の花柳界は料理屋33軒・置屋13軒・芸妓約100名で、主な料亭には錦園(旧みすか園)・常盤・楳月・花月・松久などがあつたようです。



築港完成後の移転地
(昭和15年1月、阿部書林『今治市街地図』より ※部分抜粋)

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、
原則、**令和5年3月31日までに**
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

🎯 「インボイス」とは

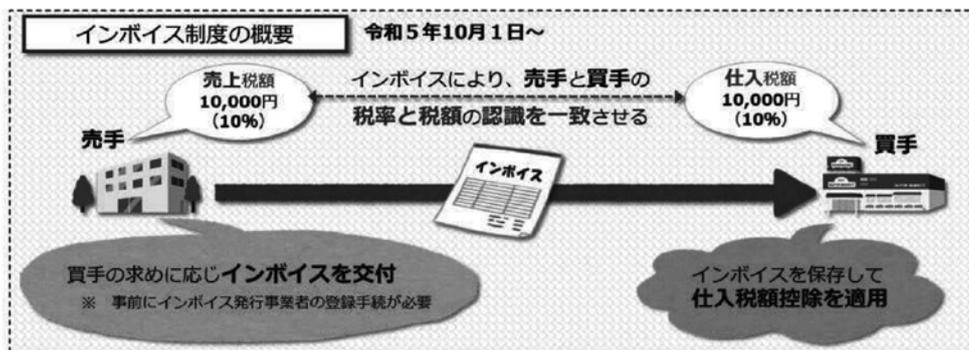
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

🎯 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



🎯 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



🎯 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットの一律送付は取りやめ、代わりに改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付することになりました。

なお、給与所得等の所得税徴収高計算書（納付書）や法定調書合計表などについては、引き続き、給与支払のある個人事業者や法人の方に対して、送付を行います。

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたしますので、こちらをご利用いただきますようお願いいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

消費税インボイス制度等説明会について

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 （登録申請相談会）	令和4年10月24日(月) 13:30~14:30	せとうち交流館 多目的ホール 越智郡上島町弓削下弓削1037-2	50名
インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年10月26日(水) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会（課税事業者向け） （登録申請相談会）	令和4年10月27日(木) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年11月24日(木) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会（課税事業者向け） （登録申請相談会）	令和4年11月25日(金) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会（課税事業者向け） （登録申請相談会）	令和4年12月14日(水) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名
インボイス制度説明会 （消費税の仕組みから知りたい方向け）	令和4年12月15日(木) 14:00~15:00	今治税務署 大会議室 今治市常盤町四丁目5-1	24名

各説明会については、事前予約制としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。

【お問い合わせ先】

今治税務署 個人課税第一部門 0898-32-6100（代表）

法人課税第一部門 //

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内に沿って、「2」を選択してください。

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



- 納付方法** インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- 事前手続** インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



- 納付方法** 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。



電子納税証明書(PDF)が とても便利です！

お手持ちのパソコンから e-Tax を使って請求から受取まで
簡単な操作でできますので、ぜひご利用ください！

メリット その **1** 税務署窓口に行く必要がなく**非対面**で請求から受取までできます！

メリット その **2** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何度でも**お使いいただけます(※注)！
※提出先から求められた期限内に発行されたものであることは、書面の場合と同様です。

メリット その **3** 電子納税証明書(PDFファイル)は**何枚でも**印刷できます！

発行までの流れ

自宅等で請求データを作成・送信
↓
そのまま自宅等で受取



1
STEP

自宅やオフィスで請求

e-Tax ソフト(Web版)を使って、自宅やオフィスのパソコンで納税証明書の請求データを作成し、送信します。詳しい操作方法については、e-Tax ホームページ内「電子納税証明書(電子ファイル)について(詳細)」をご覧ください。

※請求データの送信には、マイナンバーカードなどの電子証明書が必要です。
※代理人の方も請求することができます。

電子納税証明書
(電子ファイル)
について(詳細)



2
STEP

手数料の納付

e-Taxソフト(Web版)のメッセージボックスに配信される案内から、インターネットバンキング等により手数料を納付します。

※手数料については、1税目×1年度 1枚あたり 370円です。



3
STEP

電子納税証明書(PDF)の受取

納付した後、電子納税証明書(PDFファイル)がダウンロードできるようになります。必要に応じて自宅やオフィスのプリンター、コンビニエンスストアの印刷サービスを利用して印刷ができます。

※ダウンロードできる期間は、メッセージボックスに発行受付結果(電子納税証明書の発行準備が整った旨の通知)が配信されてから 90日間です。
※コンビニエンスストアの印刷サービスの利用には、別途料金がかかります。

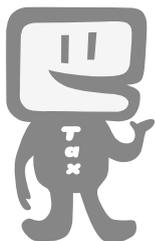


リサイクル適性 **A**
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます



e-Tax ホームページ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

納税証明書の便利な請求、
受取方法は他にもあります。
詳しくは、裏面をご覧ください。



他にもまだある // 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、ぜひご利用ください。



オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

1
STEP

自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-tax ソフト (WEB 版) から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求 (署名省略分)」を選択し作成してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Tax ソフト (SP 版) から作成できます。右の QR コードからアクセスしてください。(QR コードは (株) デンソーウェアの登録商標です)

2
STEP

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類 (運転免許証など) 及び個人に係る請求の場合には番号確認書類 (マイナンバーカードなど) をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類 (運転免許証など) のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類 (マイナンバーカードなど) の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1 枚の提示で足りるものと 2 枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

「1」からは、税務署窓口での手続きです。

3
STEP

手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

手数料がおトクです。
 1 税目 1 年度 1 枚 370 円 (通常 400 円)

4
STEP

納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受け取りができます。詳しい手続は、e-Tax ホームページ内「書面の納税証明書を受け取る場合について」をご覧ください。

※事前に電子証明書 (マイナンバーカード等) の取得や、IC カードリーダーの購入が必要です。
 ※スマートフォンやタブレット端末向けの e-Tax ソフト (S P 版) はご利用できません。
 ※インターネットバンキングや A T M 等からペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

13

自宅で オフィスで

インターネットでまとめて、簡単手続き！

エルタックス
eLTAX

ポータルシステム

地方税の電子総合窓口

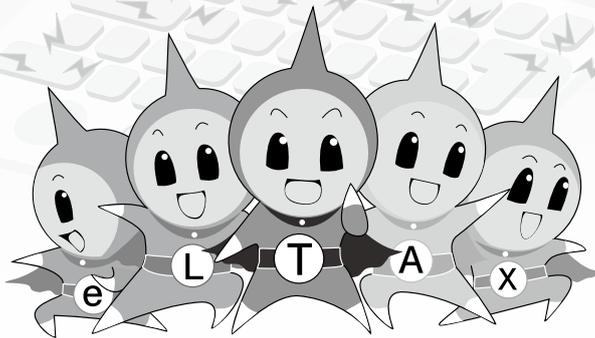
ネットのできる!! 自宅やオフィスから地方税が納付できます

一括処理!! 給与支払報告書・源泉徴収票を一括提出できます

全国の地方公共団体に

提出可能!! 複数の地方公共団体へ一括提出できます

費用はナシ!! eLTAXは無料で利用できます(※)



エルタックス

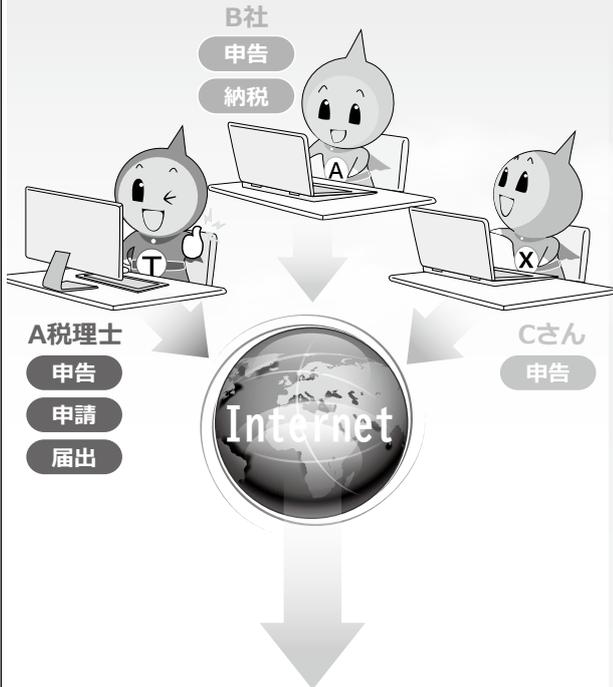
eLTAX

(※) eLTAXのご利用には、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などの事前準備が必要です。これらの準備には費用が掛かるものもあります。

eLTAX電子申告の概要

地方税の申告、申請などは、それぞれの地方公共団体で行っていただく必要がありますが、eLTAXでは、インターネットからそれぞれの地方公共団体に一括手続きできます。

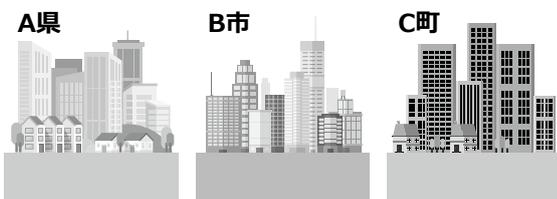
1 インターネットで申告



2 地方税ポータルセンターで受付



3 各地方公共団体へ配信



令和5年
4月1日
から

地方税共通納税システムで
電子納税できる税目が追加
されます！

令和5年4月1日から、新たに以下の4税目が電子納税できるようになります。

<追加される税目>

- 固定資産税
- 都市計画税
- 自動車税種別割
- 軽自動車税種別割

納税がますます
便利になるね！



※上記に加え、準備が整った地方公共団体から順次、対象税目を拡大していきます。

これらの納税が、パソコンやスマートフォンからいつでも行えるようになります。

※事前に公表するメンテナンス時間を除きます。



エルタックス

検索

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/>
スマートフォンからもご覧いただけます。(※)



(※)利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

ご利用に際してのご不明な点等は「よくあるご質問」
をご覧ください。

▶ <https://eltax.custhelp.com/>



国税電子申告・納税システム (e-Tax) もご利用ください。

▶ <https://www.e-tax.nta.go.jp/>

国税庁 e-Taxキャラクター：イータ君



LTA 地方税共同機構
LOCAL TAX AGENCY

今治市法人市民税について

法人市民税の内訳

法人市民税には法人税割と均等割があります。

$$\boxed{\text{法人市民税額}} = \boxed{\text{法人税割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

法人市民税の税率

* 法人税割

8.4%（令和元年10月1日以降に開始する事業年度から適用）

注：平成28年度税制改正により税率が変更になりました。

令和元年9月30日以前に開始する事業年度については、従前の12.1%です。

* 均等割

法人等の区分

資本金等の金額	年 額	
	市内従業者数	税率（制限税率）
50億円を超える法人等	50人超	9号法人 3,600,000
	50人以下	7号法人 492,000
10億円を超え50億円以下の法人等	50人超	8号法人 2,100,000
	50人以下	7号法人 492,000
1億円を超え10億円以下の法人等	50人超	6号法人 480,000
	50人以下	5号法人 192,000
1千万円を超え1億円以下の法人等	50人超	4号法人 180,000
	50人以下	3号法人 156,000
1千万円以下の法人等	50人超	2号法人 144,000
	50人以下	1号法人 60,000

納税義務者について

法人市民税の区分

納税義務がある法人等		法人市民税の区分	
		均等割	法人税割
ア	市内に事務所又は事業所がある法人	課税	課税
イ	市内に事務所等はないが、寮等のみがある法人	課税	非課税
ウ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等や法人でない社団等で収益事業を行うもの	課税	課税
エ	市内に事務所又は事業所がある公益法人等で収益事業を行わないもの	課税	非課税

法人の設立・設置・異動等に関する届出について

【法人設立（設置）届】・・・市内に法人等を設立（設置）した場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類・・・登記簿謄本・定款（添付書類はコピー可）

【法人等の異動届出書】・・・法人等に変更事項があった場合に提出してください。

提出期限・・・異動から2か月以内

添付書類（添付書類はコピー可）

本店所在地・商号・代表者等の変更や解散・清算など登記事項を変更したとき	登記簿謄本
事業年度を変更したとき	定款又は総会議事録
合併したとき	登記簿謄本・合併契約書
グループ通算制度の承認又は取消のあったとき	承認通知書・税務署への届出書のコピー・グループ一覧表・グループ関係図、又は取消通知書

エルタックスでの申告について

エルタックス利用環境について

- * 8時30分から24時までご利用いただけます。（土日祝日、年末年始を除く）
- * 利用届出（新規）を提出後、利用者IDと仮暗証番号を用いて、直ちに電子申告を利用できます。詳細については、エルタックスのHP（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

問合せ先

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所市民税課 ☎ 0898-36-1510 FAX 0898-32-5211(代)

Eメール siminzei@imabari-city.jp



公式サイト
<https://setouchi-mm.com>



Facebook



Instagram



SETOUCHI MINATO Marché

せとうちみなとマルシェ

おだやかな瀬戸内の海と島々、行き交う船。
獲れたてのお魚や新鮮なお野菜、タオルやお菓子など
特産品が盛りだくさん。
人と人との繋がりが生まれられる美味しい輪が、
潮風心地よい今治港から広がります。

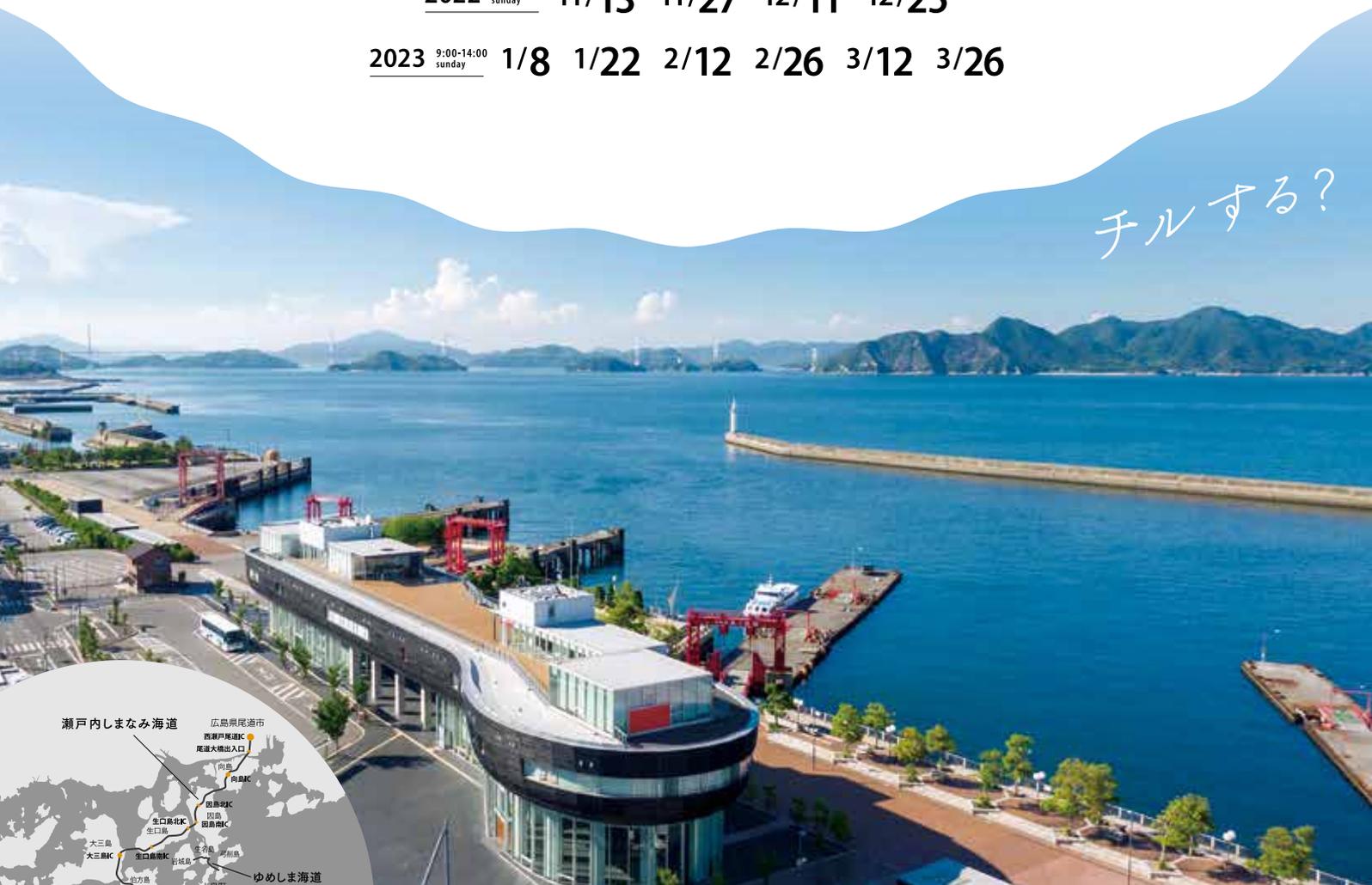
2022年 11月13日 スタート 毎月第2・第4日曜日 9:00 ~ 14:00開催

場所：みなと交流センター「はーばりー」周辺

2022 9:00-14:00 11/13 11/27 12/11 12/25
sunday

2023 9:00-14:00 1/8 1/22 2/12 2/26 3/12 3/26
sunday

チルする？



主催/せとうちみなとマルシェ実行委員会

問合せ先/せとうちみなとマルシェ実行委員会事務局(公益社団法人今治地方観光協会内)
〒794-0013 愛媛県今治市片原町1丁目100番地3 みなと交流センター3F
TEL:0898-22-0909 FAX:0898-22-0929 E-mail: info@setouchi-mm.com

